

# 国見町子ども医療費助成に関する条例施行規則

(平成 21 年 8 月 5 日規則第 10 号)

改正 平成 24 年 6 月 25 日規則第 12 号平成 27 年 12 月 28 日規則第 22 号  
平成 24 年 9 月 1 日規則第 14 号

(目的)

第 1 条 この規則は、国見町子ども医療費助成に関する条例(平成 21 年国見町条例第 7 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 条例第 2 条第 4 号に規定する「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
- (2) 船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)
- (5) 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)
- (6) 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)

(受給資格登録申請)

第 3 条 国見町国民健康保険条例(昭和 37 年国見町条例第 6 号)第 6 条の規定による一部負担金を減じている国民健康保険の被保険者以外の者で、医療費の助成を受けようとする対象者は、国見町子ども医療費受給資格登録申請書(様式第 1 号)を町長に提出しなければならない。ただし、平成 21 年 9 月 30 日現在、次の各号のいずれかに該当する者にあつては、本条に規定する受給資格の登録申請があつたものとみなす。

- (1) 国見町乳幼児医療費助成に関する条例施行規則(平成 6 年国見町規則第 10 号)第 2 条に定める受給資格の登録をしている者
- (2) 国見町小学生医療費の助成に関する条例施行規則(平成 19 年国見町規則第 23 号)第 3 条に定める受給資格の登録をしている者

**2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。**

- (1) 医療保険各法に定める被保険者証又は組合員証
- (2) 子ども保護者の所得課税証明書**
- (3) その他町長が必要と認めた書類

(受給資格者証の交付)

第 4 条 前条の規定による申請があつた場合において、当該申請書に受給資格があると認められるときは、国見町子ども医療費受給資格者証(様式第 2 号。以下「受給資格者証」という。)を交付する。

(受給資格者証の有効期間)

第 5 条 受給資格者証の有効期間は、子どもが出生した日又は国見町に転入した日から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までとする。

(受給資格者証の提示)

第 6 条 受給資格者証の交付を受けた対象者(以下「受給資格者」という。)が療養を受けるときは、当該受給資格者証を保険医療機関等(条例第 2 条第 4 号に規定する保険医療機関等をいう。以下同じ。)に提示しなければならない。

(高額療養費支給に関する助成)

第7条 条例第4条第2号に規定する額は、次の式により算定した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

$$〔高額療養費の算定方法による世帯合算額から控除する額 \times (条例第4条第2号に規定する額 - 入院時食事療養費定額負担分) / 高額療養費の算定方法による世帯合算額〕 + 入院時食事療養費定額負担分$$

(助成の請求等)

第8条 条例第5条第1項の規定により保険医療機関等が支払いを受けようとするときは、診療報酬の請求の例により福島県社会保険診療報酬支払基金(以下「基金」という。)に請求するものとする。

2 福島市、伊達市及び伊達郡内の保険医療機関等が、国民健康保険組合に加入する受給資格者にかかる医療費助成の支払を受けようとするときは、福島県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)に請求するものとする。

3 受給資格者が条例第5条第2項の規定により助成を受けようとするときは、保険医療機関等から保険診療の証明を受けた国見町子ども医療費助成申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

4 前項の規定中保険医療機関等から保険診療の証明を受けることができない相当の理由がある場合には、保険医療機関等の証明にかえて領収書等の添付によることができる。

5 第3項の申請書には、別表左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる書類を添付しなければならない。

(助成の決定)

第9条 町長は、第8条第1項に規定する請求に基づき、基金が保険医療機関等に診療報酬の支払を行ったことをもって、助成を行ったものと見なす。

2 第8条第2項に規定する請求に基づき、国保連が保険医療機関等に診療報酬を支払ったことをもって助成を行ったものと見なす。

3 町長は、第8条第3項及び第4項の規定に基づく請求があったときは、その内容を審査し、当該請求等に係る額を決定し、請求者に通知するものとする。

(基金及び国保連への支払)

第10条 町長は、基金並びに国保連が保険医療機関等に対して支払った医療費について、別に定める審査支払に関する契約に基づく方法により相当額を支払うものとする。

2 町長は、基金並びに国保連が行う審査支払業務に対する事務費について、別に定める審査支払の契約に基づき算出された金額を支払うものとする。

(届出の義務)

第11条 受給資格者は、受給資格者証に記載された事項について変更があったときは、速やかにその旨を国見町子ども医療費受給資格内容等変更届出書(様式第4号)により町長に届け出なければならない。

(受給資格者証の再交付)

第12条 受給資格者証を破損若しくは汚損し、又は紛失したことにより再交付を受けようとする受給資格者は、国見町子ども医療費受給資格者証再交付申請書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(受給資格者証の返還)

第 13 条 受給資格者が受給資格を喪失したときは、速やかに受給資格者証を町長に返還しなければならない。

(処分の通知)

第 14 条 条例第 7 条及び第 8 条の規定により助成金の返還その他医療費の給付に関する処分をするときは、文書をもってその内容を申請者又は届出者に通知するものとする。

(委任)

第 15 条 この規則に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 国見町乳幼児医療費助成に関する条例施行規則(平成 6 年国見町規則第 10 号)は、廃止する。ただし、平成 21 年 9 月診療分までの医療費にかかる助成金の請求並びに支払いに関する手続きは、なお、従前の例による。

(2) 国見町小学生医療費の助成に関する条例施行規則(平成 19 年国見町規則第 23 号)は、廃止する。ただし、平成 21 年 9 月診療分までの医療費にかかる助成金の請求並びに支払いに関する手続きは、なお、従前の例による。

附 則(平成 24 年 6 月 25 日規則第 12 号)

この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 12 月 28 日規則第 22 号)

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 9 月 1 日規則第 14 号)

この規則は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

別表(第 8 条関係)

区分	提出書類
1 一部負担金が 21,000 円以上で高額療養費に該当している国民健康保険法適用に該当している国民健康保険法適用者以外の医療保険各法適用者の場合	高額療養費支給決定通知書 又は高額療養費の積算基礎を明らかにした書類
2 一部負担金が 21,000 円以上で高額療養費に該当しない場合	高額療養費支給に関する申立書(様式第 3 号)

様式第 1 号(第 3 条関係)

国見町子ども医療費受給資格登録申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 4 条関係)

国見町子ども医療費受給資格者証

[別紙参照]

様式第 3 号(第 8 条関係)

国見町子ども医療費助成申請書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 11 条関係)

国見町子ども医療費受給資格内容等変更届出書

[別紙参照]

様式第5号(第12条関係)

国見町子ども医療費受給資格者証再交付申請書

[別紙参照]